

○こうち人づくり広域連合議会公印規程

平成15年 1 月20日
議 会 訓 令 第 1 号

（趣旨）

第1条 この規程は、こうち人づくり広域連合議会の公印（以下「公印」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（公印の種類等）

第2条 公印の種類、ひな形、書体、寸法、用途及び公印管理者（以下「管理者」という。）は、別表に定めるとおりとする。

（公印の作成又は改刻）

第3条 管理者は、公印を作成又は改刻しようとするときは、あらかじめ、議長の承認を得なければならない。

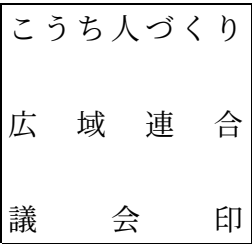
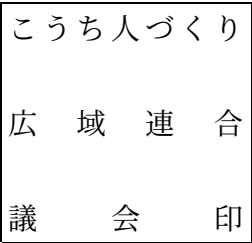
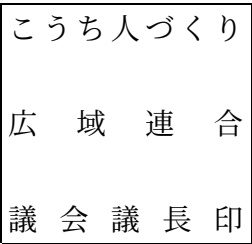
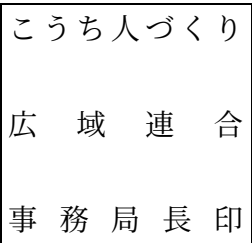
（補則）

第4条 この規程に定めるもののほか、公印について必要な事項は、こうち人づくり広域連合公印規程（平成14年こうち人づくり広域連合訓令第6号）の例による。

附 則

この訓令は、平成15年 1 月20日から施行する。

別表

公印の種類	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管理者
1 議会印		てん書	方18	一般文書用	事務局長
2 専用議会印		てん書	方18	投票用紙専用	事務局長
3 議長印		てん書	方18	一般文書用	事務局長
4 議会事務局長印		てん書	方18	一般文書用	事務局長
5 契印		れい書	長径30 短径30	一般文書用	事務局長